

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

中国における営業秘密の保護

第 43 回 営業秘密の定義と法的保護 (1)

中国において、営業秘密を保護する基本的かつ最も効力の強い法律は、不正競争防止法である。損害を受けた者は、不正競争防止法に基づき、司法機関に訴訟を提起し、差し止め請求および(または)賠償請求をすることができる。

不正競争防止法第 10 条は、以下のように営業秘密を定義する。

(1) 公開されていない技術情報または商業情報であること

(2) 経済的価値と実用性を有すること

(3) 営業秘密の所有者が、秘密を保持するための措置を取っていること

上記 3 項すべてを満たすことを条件として、営業秘密には、加工、製造方法、調合法などの技術情報のほか、営業戦略、顧客名簿、材料、条件と価格などの商業情報が含まれる。先例によると、要件 (2) は、ほとんどの場合において争いの対象とならない。要件 (3) に対する争いはしばしば見られるが、最も争点となるのは、要件 (1) である。

要件 (1) に関して、雇用者は、(i) 特定の技術情報および(または)営業情報が存在し、(ii) その情報が公衆に知られていないことを証明しなければならない。一般的に、公衆が容易に知ることができる情報である場合、その情報が公開されていない他の情報に付随するまたは付随されるものでない限り、営業秘密としての性質は認められない。例えば、顧客名称、顧客住所、電話番号などがインターネット検索などの手段により容易に入手できる場合などである。一般的に、営業秘密と認められる例としては、契約や交渉内容に含まれる顧客の特定の要求および価格情報などである。

要件 (3) に関して、雇用者は情報の秘密性を保持するために措置を取っていることを証明しなければならない。被雇用者と有効な秘密保持規定を締結している、または労働契約の中に秘密保持条項が含まれていることにより、要件 (3) は満たされる。契約上、秘密保持規定が存在しないとしても、就業規則に有効な秘密保持条項が含まれており、または雇用者が秘密保持のためにその他の措置を取っている場合、要件 (3) は満たされる。ただし、被雇用者と有効な秘密保持の規定を締結していることが、秘密保持の措置として中

国の司法機関から最も認められやすいので、雇用者はこれを行うことを勧める。

営業秘密について前述の 3 つの要件を証明することに加え、原告は以下を提供することにより、被告が営業秘密を盗用したことを証明しなければならない。(i) 被告が新しい雇用関係のために保有、使用した情報が、原告の営業秘密と同一または実質的に同一である。また (ii) 被告がその情報を取得、使用または公開した。原告雇用者が、被雇用者が営業秘密を含むものを原告の場所から複製または物理的に窃取したことを示す証拠を所持していない場合、原告が前述の 2 つの要素を証明することは難しく、特に 2 つ目は難易度が高い。我々の考察によると、最近一部の司法機関では、盗用の立証責任を緩和しており、(i) の要件の証明に加えて、被告である被雇用者が原告の営業秘密に接触した、または接触する機会があったことを証明できる場合、(被告側が反対の証拠を持つ場合に反すう可能であることを前提として) 盗用の成立を推定することを認めている。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619